

贈啖郡財部村に涉れる地方なり。圖田帳に、此の日向諸縣郡なる財部郷あり、又大隅の部にも島津庄に屬する財部院あるを見れば、當時既に和名抄なる諸縣郡財部郷は、一部分大隅に編入せられたりしものたるを知るべし。

三俣院七百町。

亦島津庄に屬す。延喜式に水俣驛あり。今北諸縣郡三股村より、山之口、高城二村の地に涉り、是れ古への三俣院の地なり。

島津破三百町。

こゝに「破」は院の誤寫か。是れ即ち島津院にして、所謂島津本庄の地なり。延喜式に島津驛あり。今北諸縣郡都城の西北に庄内村あり、蓋し本庄内の名を傳ふるなり。抑、島津の庄は、萬壽年中に大宰大監平季基無主の荒野を開墾し、關白家の威を藉りて其の利を收め、次第に之を擴張して、接續せる地方は之を島津庄内に編入し、隔絶せる地方は之を寄郡と號し、遂に日、隅、薩三國內に蔓延するに至れるなり。是より後其の地は、藤氏攝關家相傳へて、終に近衛家の領となる。圖田帳に殿下御領とあるは、即ち關白殿下領の義なり。當時其の日向國內にあるもののみにて、すべて三千八百三十七町あり。内一圓庄二千二十町、寄郡千八百十七町なり。其の分布の地理を案ずるに、其の本庄は今の北諸縣郡の中より、

(島津庄)

安樂寺領馬關田庄五十町と、眞幸院三百二十町の地を除きたる全部に涉り、恐らくは今の宮崎郡田野村地方に迄及びたるべく、而も其の眞幸院、亦寄郡として之に加はり、更に救仁院、櫛間院、飢肥南北郷を領して、今の大隅贈啖郡の中なる舊南諸縣郡と、今の南那珂郡の全部とを兼ね、東北に延びては穆佐院に及びて、今の東諸縣郡の殆ど南半を領し、更に離れては新納院、宮頸を占めて、後の高鍋領の地其の管下に屬し、又遠く北に離れて、臼杵郡に新名、浮目、伊富形、大貫等を有す。かくて其の田代の數は、實に當時日向全國田數の百分中四十七の多きに及べるなり。此の外大隅にありては、合計三千七十七町餘の田代中、島津庄に屬するもの千四百六十五町餘、薩摩にありては合計四千十町餘の田代の中、島津庄に屬するもの三千二百五十二町餘。三國合計島津庄實に八千五百六十四町に上りて、日向全國、若くは薩、隅二國を合せたるものよりも更に大なるものなりき。

吉田庄三十町。

亦島津庄の中なり。今西諸縣眞幸村の中、其の西南部に當る。

穆佐院三百町。

亦島津庄の中に在り。今東諸縣郡穆佐村あり。是より高岡村に涉りて古への穆佐郷の地なり。其の郷に設けられたる正稅收納の倉院即ち穆佐院にして、租稻を此の院に納むる範圍

の地方に院の名を及ぼし、遂に之を庄園として、島津庄内に編入せしものなりとす。救仁院九十町。

亦島津庄の中なり。今大隅嚙啖郡の中、舊南諸縣郡志布志、大崎の地方なるべし。

眞幸院三百二十町。

亦島津庄の中なり。古への眞祈驛の地方にして、今の西諸縣郡加久藤、飯野、小林諸村の地方なるべし。かくて諸縣郡田代合計三千二百九十町の中二千七百十町、即ち全數の約十一分の九は、實に悉く島津庄に屬するなり。我が日向の中に於て、諸縣郡が薩、隅二國と共に後世まで島津氏に屬する由來久しと謂ふべきなり。

宮崎郡の諸庄

宮崎郡田代二千六百二町

船曳五十町。

宇佐八幡彌勒寺領に屬す。今宮崎郡清武村大字船引あり。清武川に沿ひ、島津庄を経て大隅に通ずる驛路に當る。俊寛僧都等硫黃島に流さるゝの時通過せし船引即ち是なり。

浮田庄三百町。

宇佐宮領なり。宮崎郡生目村大字浮田あり。宇佐大鏡に曰く、「浮田庄、起請定田百十二町。

云々。件庄者、國司菅野朝臣政義任、以天喜五年、封民三十四人之代、差三四至、進宮、荒野立神領之間、所開作之」と。又浮田庄の一部を開いて柏原別符を立つる事同書に見ゆ。曰く、「柏原別符、起請田本二十六町八反。云々。件別符者、以浮田庄四至内荒野、立別符、所開發也。彼子細社家下文云。云々と。其の下文は前○本章第三節に引用せり。此の柏原別符の事建久圖田帳載せず。蓋し後に浮田庄三百町中に包含せるものか。今生目村に大字柏原あり。下記細江別府、長峰別府、又本庄より分立せるなり。下に見ゆ。

宮崎庄三百町。

亦宇佐宮領なり。今の宮崎郡大宮村地方か。宇佐大鏡に、「起請定田百六町。云々。件庄田者國司海宿禰爲隆、永承年中封民二十三人之代、宮崎郡内郡家院荒野、差四至、進宮、立券之間、所開發也」とあり。前記渡別府、竹崎別府、村角別府等は、皆此の宮崎庄内より、別符により開發して分立せしものなり。

瓜生野別府百町。

宇佐宮領なり。和名抄に諸縣郡瓜生郷あり。ウリウノと訓む。蓋しもと「野」字を加ふるなり。圖田帳宮崎郡内に班す。今宮崎郡瓜生野村大字瓜生野あり。郡界の變更由來古きを見る。宇佐大鏡に曰く、「瓜生野別符、起請定田五十町。云々。件別符、大宮司公通、請神

官證判、新券狀之葺生野、大墓兩別符、公順私領也。而惟宗氏井手口殿尼御前依爲年來夫妻、處分畢。而公通爲三惟宗氏養孫之故、讓得之云云」と。
大墓別府二十町。

亦宇佐宮領なり。今宮崎市大淀町字大塚あり。此の地方古墳墓多し、故に此の名あるか。其の大塚は蓋しもとの大墓にして、同意義により名を改めしものなり。宇佐大鏡に「大墓別符起請定田二十五町」とあり。沿革瓜生野別符條下に見ゆ。

細江別府二十五町。
長峰別府十七町。

右兩別府亦共に宇佐宮領にして、もと浮田庄の中なり。宇佐大鏡に、「長峰別符、起請定田十五町。云云。件別符、浮田庄四至内荒野、立別符「開發歟」とあり。蓋し子細前記「柏原別符開發子細、同三于長峰別符也」とあり。

加江田八十町。

八條女院御領國富、庄に屬す。今宮崎郡木花村大字加江田あり、加江田川に瀕す。

加納二百町。

同國富、庄に屬す。今宮崎郡清武村の東北隅に當り大字加納あり。もと國富、庄の加納とし

て開發せしものならん。

太田百町。

同。今宮崎市大淀町字太田あり。太田上、中村、太田下に分れ、大淀川に沿ふ。

國富本郷二百四十町。

(國富庄と
八條女院)

同國富、庄に屬す。宮崎郡赤江村に大字本郷北方、本郷南方あり。こゝに本郷とは國富本郷の名を傳ふる所にして、後南北二部に分れしものなり。國富、庄蓋し此の地に起りて、今の赤江、木花の二村、清武村及び宮崎市大淀町の東部を兼ね、又北に離れては今の宮崎郡佐土原町、廣瀬村、那珂村より、更に一、瀨川を渡りて、兒湯郡富田、新田の二村と、妻町の一部大字黒生野とに及び、合計一千四百九十町を算す。又別に寄郡として穂北、鹿野田百二十町あり、合計一千六百十町に及ぶ。之を我が日向國內に於ける他の庄に比するに、島津、庄の五分の二強、宇佐宮領の五分の四強に當り、其の大きに於て本國內第三位に居る。本庄もと池大納言家領なり。後八條女院領となる。八條女院とは鳥羽上皇の皇女暲子内親王にして、母は美福門院藤原得子なり。内親王生れて三歳、弟體仁親王近衛天皇立つて皇太子となる。内親王上皇に謂て曰く、若宮東宮となる、兒は東宮の姉となると。上皇其の聰慧を愛し、笑つて曰く、世豈に東宮の姉と稱する職名あらんやと。年十歳三宮に准せられ、年官

年爵を給し、本封の外別に千戸を加へらる。二條天皇の立ち給ふに及びて准母となし、尋いで院號を上りて八條院といふ。よりて其の國富庄を一に院の御庄と稱す。皇女の皇后とならずして女院の號ある、實に八條院より生まれり。建曆元年崩す、年七十五。

左右恒久百町。

亦八條女院御領國富庄の中なり。今宮崎赤江村大字恒久ある、是なり。

隈野八十町。

同。今宮崎郡木花村に熊野ある、是なり。蓋し古への救麻驛の地なるべし。

吉田三十町。

同。蓋し赤江村大字田吉の誤ならん。

源藤六十町。

同。宮崎市大淀町大字源藤ある、是なり。

鏡洲六十町。

同。今木花村大字鏡洲ある、是なり。

今泉三十町。

同。今宮崎郡清武村大字今泉存す。

以上加江田以下一帯の地、即ち國富本庄をなすものとす。

飢肥北郷四百町。

島津、庄寄郡なり。今南那珂郡北郷村あり、飢肥北郷の義なり。其の領是より飢肥町、東村、吾田村地方に及びしものか。

飢肥南郷百十町。

同。今南那珂郡南郷村あり。蓋し飢肥南郷の名を傳ふるものなり。細田村、榎原村などは是に屬す。

櫛間院三百町。

同。今の南那珂郡福島村地方是なり。福島蓋し櫛間の轉なり。今大字串間あり。舊秋月氏高鍋領福島あり。即ち櫛間院の地にして、今の福島村より本城、市木、北方、大東諸村に涉る。蓋しもと島津氏之を領し、天正の際秋月氏島津に黨して豊臣秀吉の爲に封を日向に左遷せられたるに同情し、之を譲りたるものなりといふ。以上日向に於ける諸庄、古きは天平年中、聖武天皇封戸位田を宇佐八幡宮に寄進し給ひしを始として、爾後次第に増加し、殊に平安朝中葉以後に至りて、設置最も盛なりし状を見るべし。斯くの如くにして地方の政治紊亂し、武家遂に政權を壟斷するに至るの漸をなせるなり。宇佐大鏡に曰く、「八幡宇佐

宮云云。御封田云云。件御封天平十二年二十戸、同十八年四百戸、天平勝寶元年十二月二十七戸、貢神之由見于舊記也。云々。又曰く、「(上略)件庄別符等、於御封田者以天平年中奉寄田也。其外、本者國領荒野空閑之地也。而以天平勝寶年中、自公家所被貢進當宮、當國封民三百十三人。永承年中以後、代々國司等依難填入見民、爲省國役、占荒野空閑之地、限四至阡陌、被寄神領云云」と。以て其の趨勢を見るに足らんか。

第七章 中古に於ける日向雜事

第一節 官社

延喜式内收むる所、日向の官社は僅に左の四社のみ。諸尊禊祓、三貴神出現、天孫降臨等の古傳説を有する古國として、其の數のあまりに少きは奇態の感なきにあらねども、こは其の地僻遠にありて、國家の大事に關係少く、随つて國家の奉幣崇祭の典に預るの機會多からざりしが爲ならんのみ。

都農神社

都農神社小 在兒湯郡

承和四年八月官社に列し、十年五月從五位下を授け奉り、其の後從五位上に進み、天安二年十月從四位上を授け奉る。延喜制小社に列し、後本國一の宮と稱せらる。明治四年國幣小社に列せらる。塵袋七僧の數を何口と云ふは僧に限る詞歟、凡て人數にも云ふ歟の條に、

日向の國古庚郡こへいぐんと書くこへいぐんには兒湯と云ふ峯ありに吐濃峯とのおのみねと云ふ峯あり。神おはす、吐乃の大明神とぞ申すなる。昔し神功皇后新羅を打ち給ひし時、此の神を誘ひ給ひて御船に乗せ給ひて、船の舳を令護給ひけるに、新羅を打取りて歸り給ひて後、韜馬峯たうまのみねと申す所におはして、弓射給ひける時、土の中より黒き物の頭さし出けるを、弓の弭にて掘り出し給ひければ、男一人女一人ぞありける。其を神人かみゆしとして召し仕ひけり。其の子孫今に残れり。之を頭黒かしらくろといふ。始めて掘り出されし時頭の黒くてさし出でたりける故にや。子孫は廣ごりけるが、疫癘に死に失せて二人になりけり。其の事を彼の國の記に云へるには、日々に死と盡つきまつた僅これ殘男女兩口と云へり。是は國の守神人をかりつかひて國役に従はしむる故に、明神怒をなし給ひて、悪き病起りて死にけるなり。是を思へば男女をも口とは云ふべきにこそと覺ゆるなり。吐濃の大明神は、癰瘡をまじなふに必ず癒し給ふとかや。彼の國人は明神の御方に向て頌文して云、
吾常以汝爲高。今者此物高於汝。若有懷憤宜令却。
と唱へて、杵といふ物をして朝毎に一二度あつること三日すれば、癰瘡いゆと云へり。事のついでなればしるす。

とあり。右の文に「國の記」とは、風土記の類を云へるなるべし。これによりて、もと都農神社の神人が筋目の異なりたるものとして信せられたりし事、又鎌倉時代に於ける此の神の信仰、及び其の祈請の行事を見るべきなり。

都萬神社

都萬神社小 在兒湯郡

承和四年八月官社に列し、後從五位上を授け奉り、天安二年十月從四位下に進む。延喜の制小社に列す。後或は妻萬とも書き、日向總廟と稱せらる。建久圖田帳に妻萬宮神田九十八町あり。明治六年縣社に列せらる。

江田神社

江田神社小 在宮崎郡

承和四年八月都農、都萬、霧島諸社と共に官社となり、後從五位上を授け奉り、天安二年十月從四位下に進み、延喜の制小社に列す。建久圖田帳に江田社神田三十町あり。妻萬宮九十八町の中なり。明治六年縣社に列せらる。

霧島神社

霧島神社小 在諸縣郡

承和四年八月官社に列し、後從五位上を授け奉り、天安二年十月從四位下に進み、延喜の制小社に列す。一に霧島峯神とも稱す。もと霧島山上にあり。後山麓に社を建つるすべし六社あり。其の五社日向に屬す。中にも北諸縣郡高崎村東霧島に東霧島神社、西諸縣郡小林町夷守に霧島峯神社、同郡高原村祓川に霧島東神社、大隅國哈良郡東襲山村田口に霧島

神社など著し。孰れも登山の途に中る。明治七年大隅なる霧島神社を霧島神宮と改めて官幣大社に列し、本國東霧島神社は明治十年霧島神宮の攝社兼郷社となり、霧島東神社は明治十年同神宮の攝社となり、十三年兼郷社となる。霧島峯神社はもと霧島山瀬戸尾にあり、後山腹に移す。俗に瀬戸尾權現、又霧島中央權現と稱す。明治五年縣社に列し、七年郷社夷守神社を合祀して同社の跡に遷し、兼郷社となり、十年霧島神宮の攝社と定めらる。霧島山東峯の頂に天逆鋒と稱するものあり。俗に諸冊二尊天の浮橋に立ちて滄溟を探り給ひし天の瓊矛なりと稱す。説第一編第一章第三節にあり。

高千穂神社

以上四官社の外に國史に現はれたるもの、高千穂神社あり。承和十年八月都農神と共に從五位下を授け奉り、其の後從五位上に進み、天安二年共に從四位上に陞叙せらる。之を都萬、江田、霧島三官社に比するに、位階一階の上在り。其の官社に列して延喜式内に收められざるは、史に官社たるの記事を脱せしが爲か。建久圖田帳に高智尾社神田八町あり、妻萬宮領の中なり。高千穂峯一そほりのたけに添峯そほりのたけと稱す。祖母山そほり蓋し其の名を傳ふるなり。後に文字によりて姥嶽うはがたけともいふ。平家物語に、豊後の緒方三郎維義の祖先あぶやうり太夫の父が、日向境の姥嶽の岩屋に住む大蛇なりし由を記して、「件の大蛇は日向國に被崇給へる高知尾の明神

是也」とあり。同じ事を源平盛衰記には、「彼大蛇と云ふは即ち嫗嶽の明神の垂跡也」と記す。俗説固より採るに足らず。其の神威を瀆し奉ること大なりとは云へども、古く此の神に關してさる傳説ありしことを知るに足る。高千穂峯一くしほのみねに櫛觸くしほ峯とも稱す。今西臼杵郡三田井町三田井に縣社櫛觸神社あり。村社高千穂神社あり。同郡田原村五ヶ所に郷社祖母嶽神社あり。櫛觸神社もと櫛觸大明神といふ。明治四年二上神社と改め、四十三年更に櫛觸神社と改む。祖母嶽神社もと祖母嶽大明神と稱す。明治四年改めて五ヶ所神社といふ。尋いで十六年添利山神社と改め、明治四十年下宮祖母嶽神社に合併す。高千穂神社もと十社大明神と稱し、明治四年改めて三田井神社といふ。後二十八年今の名に改む。傳へて高千穂宗廟といふ。是等の諸社傳ふる所一ならず、今其の本末を詳にする能はず。

第二節 日向の流謫者

日向は中古の制遠流の域に居る。随つて古書往々こゝに流謫せられたる者の史實を傳ふ。或は罪ありて此の僻遠の國司に左遷せられたるもの亦少からず。今年代の順に従ひて其の主なるものを摘録すべし。

大神杜女
多麻呂

天平勝寶六年十一月、宇佐八幡大神の禰宜從四位下大神朝臣杜賣、同主神外從五位下大神朝臣多麻呂を日向に流す。杜女、多麻呂は天平二十一年東大寺大佛落慶式の際、八幡大神を奉じて之に臨み、上記の位階と朝臣の姓とを賜はりしが、後に藥師寺僧行信等と厭魅の事發覺し、行信は下野藥師寺に配せられ、杜女と多麻呂とは除名の上、杜女は日向に、多麻呂は多嶽島に流されしが、而も多麻呂亦日向に止まりしものゝ如し。後天平神護二年十月に至り、多麻呂許されて本位に復し、豐後員外掾となる、杜女の末路詳ならず。

大津大浦

天平神護元年八月、兵部大輔兼美作守從四位上大津宿禰大浦、和氣王の反に座す。即ち之を日向員外介に左遷し、其の位封を奪ふ。事は第三章第二節に見ゆ。

三方王

延暦元年閏正月、從四位下三方王を日向介に左遷す。氷上真人川繼の反に連座せるなり。事亦上に見ゆ。

藤原末茂

延暦三年九月、伊豫守從五位下藤原朝臣末茂、父魚名の事によりて日向介に左遷せらる。事亦上に見ゆ。

百濟王俊哲

延暦六年閏五月、陸奥國鎮守將軍正五位上勳四等百濟王俊哲、事に坐して日向權介に左降せらる。事亦上に見ゆ。

大伴部阿氏
良一族

延暦十四年五月、俘囚大伴部阿氏良等妻子親族六十餘人を日向國に流す。俘囚外從五位下

吉彌侯部眞麻呂父子二人を殺したるを以てなり。

延暦十八年二月、陸奥國新田郡の百姓弓削部虎麻呂、妻丈部小廣刀自等を日向國に流す。彼等永く賊地に住み、能く夷語を習ひ、屢、謾語を以て夷俘の心を騒動せしむるを以てなり。貞觀八年九月、紀武城を日向國に流す。大納言伴善男應天門を焼くの事に坐するなり。日向の流謫者史記する所僅に右の數者のみ。もとより漏れたるもの多かるべけれども、今之を詳にする能はず。

弓削部虎麻呂
夫妻

紀武城

第三節 祥瑞賑給

令制に、治部卿の職掌に祥瑞あり、民部卿に優復蠲免等の職掌あり。祥瑞は人君の徳天之を感じて見はるゝものとし、國司之を治部省に申すの例なり。延喜式に大瑞、上瑞、中瑞、下瑞の別を立つ。優復は優賞復除なり、蠲免は課役を免するなり。孝義其の他優賞すべきものに課役を免じ、災害に賑給を加ふる等亦其の掌る所なり。日向の事古書記する所多からざるも、而も亦史の録するものなきにあらず。左に之を摘記すべし。

神護景雲二年七月、日向國白龜赤眼なるものを獻す。肥後葦北郡の人刑部廣瀨女、日向宮

白龜

崎郡人大伴人益の獲る所なり。靈龜大瑞に屬す。勅して肥後、日向兩國今年の庸を免じ、瑞を出せる郡は特に調庸を免じ、大伴人益、刑部廣瀨女は並びに従八位下を授け、純各十四、綿二十屯、質布三十端、正稅一千束を賜ひ、人益の父村土は、恕するに縁黨を以てして入京を赦さる。當時所司圖牒を勘して奏して曰、「史記に曰く、神龜は天下の寶なり。物と變化し、四時色を變ず、居して自ら匿れ、伏して食せず、春蒼、夏赤、秋白、冬黒と。熊氏瑞應圖に曰く、王者偏せず、黨せず、耆老を尊用し、故舊を失はず、德澤流れ洽くして、則ち靈龜出づと、云云」。以て當時の重んぜし所を見るべし。

損傷救恤

天平十八年十月、日向國風雨共に發りて養蠶を損傷す、仍て調庸を免す。

天平神護二年六月、日向、大隅、薩摩の三國大風、桑麻損じ盡く。詔して棚戸の調庸を收むるなからしむ。

寶龜六年十一月、日向、薩摩兩國風雨、桑麻損じ盡く、詔して寺神の戸を問はず並びに今年の調庸を免す。

右三件、或は養蠶の損傷を云ひ、或は桑麻の損盡を云ふ。當時農民が兼ねて養蠶紡織に重きを置きしを見るべし。

延暦十年五月、大宰府、豊後、日向、大隅等の國飢うるを言す。並びに之を賑給す。

大同元年十一月、大宰府言す。管内諸國水旱疾疫歲毎にこれあり、百姓爲に彫亡し、田園荒廢に屬す。伏して望むらくは特に田租を免じて窮弊を濟はんと。是に於て日向等の八國に一年の田租を免す。

第四節 中古國勢一斑

古代に於ける日向の國勢、固より今にして其の詳細を知るに由なし。而も其の知り得る所のものは既に多く上文に記載せり。今こゝに延喜式其の他の古書の所傳によりて、其の遺れるを拾ひ、以て之が一斑を示さんとす。

郡郷の數並びに其の沿革はほゞ上に見ゆ。○第二編第一章第一節、第二章第二、三節其の開墾田數、村上、冷泉、圓融諸朝の頃の人源順の著はせる和名抄に四千八百餘町と云ひ、鎌倉時代初期建久九年の圖田帳に、増して八千六百六十二町となることは亦之を記したり。而して其の中間に於て、平安朝末期の伊呂波字類抄に七千二百三十六町とあるは、ほゞ其の沿革を示すものと謂ふべし。

延喜式に、日向國正稅、公廩各十五萬束とあり。之を肥後に比するに二十五萬束を減じ、筑

田數

正稅公廩雜
稻の數

前、筑後、豊前、豊後、肥前に比するに各五萬束少く、大隅に比して六萬四千束、薩摩に比して六萬五千束の多きに居る。此の外國分寺料一萬束、文珠會料一千束、修理池溝料二萬束、救急料四萬一千束、俘囚料一千二百束あり。其の俘囚料は承和十四年に十萬七千六百束を減じたるものなること、既に之を記せり。

住民の産業は勿論農を主としたるべきこと言ふまでもなけれども、兼ねて桑麻を植ゑて紡織に勤めたりしことは、其の減損によりて調庸を免せられたることの屢、史に見ゆるによりて察せらる。

調庸は其の國の産物に取る。延喜式に、日向の調は絲十八絢、自餘は綿、布、薄餧、堅魚を輸せしめ、庸は綿、布、薄餧を輸せしめ、中男の作物としては、製紙、麻、熟麻、茜、胡麻子を指定したり。以て其の産する所を見るべし。綿はもと流來の崑崙人の傳ふる所、延曆十九年四月、其の種を南海道及び大宰府管内諸國に賜ひて之を植ゑしむとあり。日向亦是より栽培して、其の調庸の主要品となりしものならん。

文武天皇二年に日向朱砂を貢するの事あり。隼人朱丹を以て顔を塗る。彌生式土器に朱丹を塗れるもの亦往々發見せらる。蓋し古くより其の發見使用ありしならん。

牛馬牧の特に盛なりしことは既に記せり。○第二編第六章第三節其の延喜式に見ゆる牧は皆公設のものに

産業

朱砂

牧畜

射田

兵器

國造田
膺力
婦女田

して、此の以外人民の私に牧するもの亦多かりしを疑はず。

日向等大宰府管内諸國には、每國射田二町を置く。其の一町は步射の上手に賜ひ、一町は騎射の超勝に賜ふ。自餘の兵士ある國には、郡毎に一町を置き、其の田の地子は輕貨に交易して、國司上番の兵士を簡試し、步騎に限らず人別十箭を射しめ、能不を斟量して之を給すること延喜式にあり。往時武術を獎勵せし状を見るべし。其の日向より大宰府庫に送る器仗は、毎年甲二領、横刀六口、弓十五張、征箭二十五具、胡籙二十五具とあり。

因に云、天平寶字五年大師惠美押勝新羅を征せんことを企つるや、諸國をして軍器を準備せしめ、船舶、兵士、水手を徵發す。當時九州に於て日向外七國に課したるもの、船百二十一隻、兵士一萬二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人、皆三年の田租を免じ、悉く弓馬に赴き、兼ねて五行の陣を調習せしめ、遣る所の兵士は、便ち役して兵器を造らしむ。而も此の遠征の計畫は中止して實行せられざりき。

延喜十四年八月太政官民部省に符して、諸國の雜田を返進し、其の地の稻を正税に混すべきを命じたる中に、日向國國造田六町、膺力婦女田二町の目あり。

以上古書に散見せる所、固より之を以て中古の國勢を知るに足らざるも、傳ふる所割愛するに忍びず、暫く之を收録すといふ。

第五節 雜 載

漂流

漂流

白雉五年四月吐火羅國男二人女二人、舍衛國女一人、風に流されて日向國に來る。吐火羅は唐書西域傳に、「或曰吐豁羅、曰覩貨邏。元魏謂吐呼羅者。居葱嶺西烏濟河之南。古大夏地。無挹恒雜處。勝兵十萬國土著。少女多男」とあり。舍衛は西域記に、「室羅伐悉底國、周六千餘里。舊曰舍衛國」訛也。中印度境」と云ひ、括地志に、「沙祇大國、即舍衛國也。在三月氏南萬里」と見ゆ。齊明天皇三年にも、覩貨邏國男二人、女四人、筑紫に漂泊す。言ふ。臣等初め海見島（今の大島）に漂泊すと。又五年にも、吐火羅人妻舍衛婦人と共に來るとあり。天武天皇四年にも、舍衛女、墮羅女等、藥及び珍異の物を捧げて進（たてまつ）るとあり。墮羅は、齊明天皇三年の覩貨邏人を、或本に墮羅人といふと日本紀にあれば、同國人なるべし。今昔物語に度羅島の事あり。續日本紀に度羅樂あり。齊明天皇六年都貨羅人乾豆波斯達阿、本土に歸らんと欲し、送使を求め請ふ。曰く、願はくは後に大國（みかど）に朝せんと。故に妻を留めて表となし、乃ち西海の路に入るとあり。此の都貨羅一に都耽羅とあり。然ら

ば墮羅、度羅、共に耽羅にして、今の朝鮮濟州島か。西域の如き遠方の國なりとは思はれず。而も其の同伴せる舍衛人の事詳ならず。

采女兵衛の貢上

采女、兵衛の貢上

大寶二年四月、日向等筑紫七國及び越後をして、采女、兵衛を簡點して之を貢せしむ。和銅三年正月、日向國采女を貢し、薩摩國舍人を貢す。

天平勝寶七歲六月、大宰管内の諸國は國別に兵衛一人、采女一人を貢す。

按ずるに、采女、兵衛は諸國の貢上にかゝるものなり。大化二年に、「采女は郡の少領以上の姉妹、及び子女の、形容端正なるものを貢せよ。一百戸を以て采女一人の糧に充てよ。庸布、庸米、皆仕丁に准せよ」とあり。又大寶令に、「兵衛は、國司が郡司の子弟の強幹にして弓馬に便ならん者を簡（えら）びて、郡別に一人を貢せよ。若し采女を貢せん郡は、兵衛を貢するの例にあらず。○一國を三分して二分は兵衛一分は采女」とあり。然れども大宰府管内及び越後、奥羽等は、邊要にありて、貢人に往々除外せらる。例へば帳内の如きも、三關國及び是等の諸國は取らざる例なり。こゝに於てか特に前記の如き命ありしものとす。

國人叙位

國人叙位

宮崎郡人大伴人益、白龜を獻じて從八位下を授けられたることは、上に見ゆ。貞觀八年正

月、日向國人從七位下日下部清直外從五位下を授借すること、三代實錄に見ゆ。其の事情詳ならず。

日向國司貪婪の一例

今昔物語に、日向守某といふもの、任果て、新司に引き繼ぐべき文書を變造書寫せしめんが爲に、手吉く書く書生一人を招き、晝夜番人を附して書き終らしめ、其の詐偽の露顯を恐れて、郎等をし殺さしむるといふ、極めて殘虐なる物語あり。以て當時の國司の貪婪詐偽を見るべき一例とすべし。事日向に關するを以て、因みにこゝに附記す。

國司貪婪の一例

昭和十八年六月一日印刷
昭和十八年六月二十五日發行

(11,000部)

(出版會承認)
50079號

日向國史・古代史

定價 六圓

特別行爲三十錢 賣價六圓三十錢

稅相當額 東京市小石川區東青柳町一〇

著者 喜田貞吉

東京市神田區司町一ノ三

發行者 三井八智郎

東京市神田區司町一ノ二

印刷者 筒井三郎

(東東四六一九)

東京市神田區司町一ノ三


發行所 東洋堂

電話神田(25)〇一六一番
振替東京一〇五〇五九番
文協會員第一二〇〇八三

配給元

東京市神田區
淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社



144



